

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身とも健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 特別養護老人ホーム「ライム」の経営
- (イ) 地域密着型特別養護老人ホーム「令陽」の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

(れもん・れもん吉野・れもんワークス・れもんホーム・れもん短期入所事業・
・ケアセンターれもん・れもん徳島駅前・スタジオれもん)

(イ) ①児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業

(れもん生活支援センター)

(ウ) 地域活動支援センター(地域活動支援センターれもん・地域相談支援センターれもん)

(エ) 障害児通所支援事業（ケアセンターれもん）

(オ) 児童育成支援拠点事業（キャンパスれもん）

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 カリヨン という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を徳島県徳島市国府町中字松ノ本28番1に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会の委員は、監事1名以上、事務局員1名以上、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長はその都度、評議員会において互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任・解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることをできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6名以上9名以内

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうちに、副理事長を置くことができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 副理事長は理事長が指名する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定められるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

(職員)

第22条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

（構成）

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（1） この法人の業務執行の決定

（2） 理事の職務の執行の監督

（3） 理事長の選定及び解職

（招集）

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問

第28条 この法人に、顧問若干名を置く。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

5 顧問の報酬は、無報酬とする。

第7章 資産及び会計

（資産の区分）

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) ① 徳島県名西郡石井町石井字白鳥73-1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん」建物1棟及び作業室2棟(953.05㎡)
- ② 徳島県名西郡石井町石井字白鳥69-1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」建物1棟(670.19㎡)
- ③ 徳島県阿波市吉野町柿原字シノ原340所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん吉野」建物1棟及び作業室1棟(618.13㎡)
- ④ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥73-1所在の
車庫1棟(43.26㎡)
- ⑤ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥71-1所在の
れもんの建物(カレッジ・ホール)1棟(401.84㎡)
- ⑥ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥74-3所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」の建物1棟(107.80㎡)
- ⑦ 徳島県徳島市国府町中字松ノ本28-1所在の
特別養護老人ホーム「ライム」の建物1棟及び倉庫2棟、プロパン庫2棟、集塵庫1棟、車庫1棟、機械室1棟(1,731.64㎡)
- ⑧ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽501-7所在の
指定障害福祉サービス事業所「ケアセンターれもん」の倉庫1棟(124.23㎡)
- ⑨ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽501-1所在の
障害者地域活動拠点施設「キャンパスれもん」の建物1棟(248.72㎡)
- ⑩ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥74番地3所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん徳島駅前」の建物1棟(50.80㎡)
- ⑪ 徳島県徳島市川内町北原40番所在の地域密着型特別養護老人ホーム「令陽」の建物1棟(1,389.71㎡)
- ⑫ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽527番地1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」の建物1棟(165.62㎡)
- ⑬ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽527番地1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」の建物1棟(149.05㎡)
- ⑭ 徳島県名西郡石井町藍畑字第十155番地7、155番地5所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんワークス」の建物1棟(326㎡)
- ⑮ 徳島県名西郡石井町藍畑字第十155番地7、155番地5所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんワークス」の建物1棟(162.81㎡)
- (2) ① 徳島県名西郡石井町石井字白鳥73-1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん」敷地(2,703.12㎡)
- ② 徳島県名西郡石井町石井字白鳥69-1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」敷地(593.00㎡)

- ③ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥74-3所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」敷地(983.00㎡)
- ④ 徳島県徳島市国府町中字松ノ本28-1所在の
特別養護老人ホーム「ライム」の敷地(4,193.79㎡)
- ⑤ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽501-1所在の
地域活動拠点施設「キャンパスれもん」の敷地(165.71㎡)
- ⑥ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽501-4所在の
地域活動拠点施設「キャンパスれもん」の敷地(570.22㎡)
- ⑦ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽501-7所在の
地域活動拠点施設「キャンパスれもん」の敷地(517.72㎡)
- ⑧ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥68番地所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん」の敷地(1,159㎡)
- ⑨ 徳島県徳島市川内町北原40番の
「地域密着型介護老人福祉施設」の敷地(2,788㎡)
- ⑩ 徳島県徳島市川内町北原42番1の
「地域密着型介護老人福祉施設」の敷地(269㎡)
- ⑪ 徳島県徳島市川内町北原42番5の
「地域密着型介護老人福祉施設」の敷地(475㎡)
- ⑫ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥77番地の2所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん」の敷地(27㎡)
- ⑬ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥74番1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん」の敷地(1,632㎡)
- ⑭ 徳島県名西郡石井町石井字白鳥79番2所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもん」の敷地(222㎡)
- ⑮ 徳島県名西郡石井町高川原字市楽527番1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」の敷地(1,416㎡)
- ⑯ 徳島県名西郡石井町藍畑字第十155番8所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんワークス」の敷地(15.94㎡)
- ⑰ 徳島県名西郡石井町藍畑字第十155番11所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんワークス」の敷地(3.96㎡)
- ⑱ 徳島県名西郡石井町藍畑字第十155番1所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんワークス」の敷地(1353.61㎡)
- ⑲ 名西郡石井町高川原字市楽511番1、511番6所在の
指定障害福祉サービス事業所「れもんホーム」の敷地(1,357㎡)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。
(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 解散

(解 散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人 カリヨン の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	田	岡	博	明
理 事	田	岡	道	子
〃	森		博	愛
〃	丁	山	俊	彦
〃	中	山		徹
〃	藤	河	一	夫
〃	田	岡	雅	世
〃	宮	本	貴	由
〃	佐	藤	寿々	代
〃	田	子	雅	之
監 事	児	島	一	郎
〃	幾	原	正	二

- 2 この定款は、徳島県知事から認可された日から施行する。
- 3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

平成 9 年 8 月 8 日	認可（番号徳島県指令障第 4 7 6 号）
平成 9 年 8 月 1 9 日	登記
平成 1 0 年 7 月 2 2 日	変更認可（番号徳島県指令障第 5 6 8 号）
平成 1 0 年 7 月 2 2 日	変更登記
平成 1 1 年 5 月 2 6 日	変更認可（番号徳島県指令障第 8 0 2 号）
平成 1 1 年 5 月 2 6 日	変更登記
平成 1 3 年 4 月 1 6 日	変更認可（番号徳島県指令障第 3 1 4 7 号）
平成 1 3 年 4 月 2 4 日	変更登記
平成 1 4 年 5 月 2 0 日	変更認可（番号徳島県指令障第 3 0 4 8 号）
平成 1 4 年 5 月 2 4 日	変更登記
平成 1 5 年 6 月 2 3 日	変更認可（番号徳島県指令障第 3 0 7 9 号）
平成 1 5 年 6 月 2 6 日	変更登記
平成 1 6 年 2 月 1 8 日	変更認可（番号徳島県指令障第 3 3 3 5 号）
平成 1 6 年 3 月 5 日	変更登記
平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日	変更届
平成 1 8 年 9 月 1 5 日	変更認可（番号徳島県指令障第 8 3 1 号）
平成 1 8 年 9 月 2 6 日	変更登記

平成19年4月 1日 変更認可（番号徳島県指令障第247号）
平成19年10月9日 変更登記
平成20年2月15日 変更認可（番号徳島県指令障第988号）
平成20年2月25日 変更登記
平成20年4月23日 変更届
平成21年5月22日 変更認可（番号徳島県指令障第748号）
平成21年6月23日 変更認可（番号徳島県指令障第749号）
平成21年11月27日 変更登記
平成22年 4月 1日 変更認可（番号障第3010号）
平成22年 5月27日 変更登記
平成22年10月 1日 変更認可（番号障第104006号）
平成23年 8月 1日 変更届
平成24年 2月27日 変更届
平成24年 4月 1日 変更認可（番号徳島県指令障第4010号）
平成24年 4月24日 変更登記
平成24年 6月 1日 変更認可（番号徳島県指令障第4045号）
平成24年 7月 3日 変更登記
平成25年 4月 1日 変更認可（番号徳島県指令障第4010号）
平成25年 6月28日 変更認可（番号徳島県指令障第4017号）
平成25年 7月 5日 変更登記
平成26年 4月18日 変更認可（番号徳島県指令障第4003号）
平成26年 9月19日 変更認可（番号徳島県指令障第4049号）
平成27年 3月18日 変更認可（番号徳島県指令障第4097号）
平成27年 3月25日 変更登記
平成27年 7月14日 変更認可（番号徳島県指令健第4014号）
平成27年 7月27日 変更登記
平成28年 1月21日 変更認可（障第915号）
平成28年 3月30日 変更認可（徳島県指令障第4182号）
平成28年 3月31日 変更登記
平成28年 4月18日 変更認可（徳島県指令障第4001号）
平成28年 4月22日 変更登記
平成29年 1月31日 変更認可（徳島県指令障第4081号）
平成30年 3月26日 変更届・登記
平成31年 2月 1日 変更認可（徳島県指令障第4172号）
平成31年 2月 6日 変更登記
平成31年 4月26日 変更届
令和 2年 1月 8日 変更届
令和 2年 3月11日 変更認可（徳島県指令障福第4128号）

令和 2年 3月23日変更登記
令和 2年 4月10日変更届
令和 2年 7月 7日変更届
令和 2年12月11日変更届
令和 4年 4月18日変更認可（徳島県指令障第4003号）
令和 5年 8月14日変更認可（徳島県指令障第4050号）
令和 6年 4月15日変更届
令和 7年 4月10日変更認可（徳島県指令障第4001号）
令和 7年 4月21日変更登記
令和 7年 6月 9日変更認可（徳島県指令障第4035号）
令和 7年 6月27日変更登記
令和 7年10月10日変更届
令和 7年12月 2日変更登記
令和 7年12月11日変更認可（徳島県指令障第4255号）
令和 8年 6月 4日変更認可（徳島県指令障第4040号）